



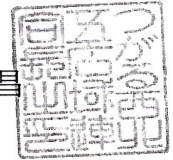
つがる西北五広域連合告示第4号

平成30年度つがる西北五広域連合情報公開条例による公文書の開示の状況及びつがる西北五広域連合個人情報保護条例の運用状況について

つがる西北五広域連合情報公開条例（平成18年つがる西北五広域連合条例第4号。以下「情報公開条例」という。）により準用する五所川原市情報公開条例（平成17年五所川原市条例第9号）第29条及びつがる西北五広域連合個人情報保護条例（平成18年つがる西北五広域連合条例第4号。以下「個人情報保護条例」という。）により準用する五所川原市個人情報保護条例（平成17年五所川原市条例第10号）第39条に基づき、平成30年度における情報公開条例による公文書の開示の状況及び個人情報保護条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年6月4日

つがる西北五広域連合長 佐々木 孝 昌



記

1 情報公開条例による公文書の開示の状況

(1) 開示請求件数及びその処理状況

ア 請求件数	1 件
イ 処理件数	
(ア) 開示	1 件
(イ) 部分開示	0 件
(ウ) 不開示	0 件
(エ) 却下	0 件
(オ) 取下げ	0 件
ウ 審査請求件数及びその処理状況	0 件

2 個人情報保護条例の運用状況

(1) 開示請求件数及びその処理状況

ア 請求件数	88 件
イ 処理件数	
(ア) 開示	81 件
(イ) 部分開示	7 件
(ウ) 不開示	0 件
(エ) 却下	0 件
(オ) 取下げ	0 件
ウ 審査請求件数及びその処理状況	1 件
(2) 訂正請求件数及びその処理状況	0 件
(3) 利用停止件数及びその処理状況	0 件